

公印省略

6 教総第 2 1 3 4 号
6 教教第 1 7 7 4 号
令和 6 年 1 1 月 2 9 日

本 庁 各 課 長 殿
各 出 先 機 関 の 長

福岡県教育委員会教育長

綱紀の厳正な保持について（通達）

綱紀の保持及び服務規律の確保については、かねてから繰り返し注意を喚起し指導の徹底をお願いしてきたところですが、今年度既に盗撮や生徒と SNS 等を利用して私的なやり取りを行ったことなどにより 3 件の懲戒処分を行っており、極めて遺憾です。

貴職においては、「教職員の不祥事防止に関する指針について」（令和 4 年 3 月 1 5 日 3 教総第 2 5 5 1 号・3 教教第 4 0 3 2 号教育長通知）の趣旨を踏まえ、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くことのないよう、率先垂範して所属職員の綱紀の厳正な保持と服務規律の確保を図るとともに、下記事項の徹底を図り、さらに取組を推進してください。

なお、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（以下「臨時的任用職員等」という。）である講師等への指導についても万全を期すようお願いいたします。

また、「福岡県教育委員会による懲戒処分等事例（令和 6 年 4 月～令和 6 年 1 1 月）」（別紙 1）を所属職員に配布し、所属における研修等において不祥事防止に向けた意識の徹底を図ってください。

おって、関係団体に対しても、必要に応じて貴職からこの趣旨を伝達されるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の防止

わいせつ行為やいん行等は、行為者の身勝手な動機で、被害者の心に大きな傷を負わせる下劣な行為である。とりわけ、児童生徒等に対する行為は、教育に携わる者として絶対に許されるものではない。我々教育に携わる公務員は、子供たちを教え導く立場にあり、その人格形成にも重大な影響力を有しているため、より厳しい倫理観や規範意識を求められることを深く自覚し、自らの行動を厳しく律するよう、臨時的任用職員等を含め、所属職員へ指導を行うとともに、「教育職員等によるわいせつ行為の防止対策の徹底について」（令和 5 年 8 月 3 1 日 5 教総第 9 2 4 号・5 教教第 8 9 1 号・5 教高第 1 4 0 4 号・5 教特第 1 0 4 2 号教育長通知）に基づく次の取組を徹底すること。

また、万一児童生徒性暴力等に当たる恐れがある事案が発覚した際は、直ちに人事担当課に報告すること。

（1）SNS 等利用に関する基本方針の遵守等

「教職員の SNS 等利用に関する基本方針について」（令和 3 年 7 月 1 2 日 3 教教第 1 2 3 1 号・3 教高第 1 9 1 8 号・3 教特第 8 4 7 号教育長通知）により、SNS 等を利用した児童生徒への連絡は禁止されていること（なお、学校管理下におけるもののみ行うことが出来ること）や、教職員と児童生徒との SNS 等による私的なやり取りが懲戒処分の対象になることを改めて全職員に周知徹底すること。

また、「教職員の SNS 等利用に関する基本方針の遵守等について」（令和 6 年 3 月 2 7 日 5 教総第 2 4 3 3 号・5 教教第 2 2 6 0 号教育長通知）に基づき、職員による自己チェ

ックの実施や、管理職の承認を得た場合又は緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、児童生徒を職員の自家用車に同乗させることは禁止であることについて、改めて所属職員への指導を徹底すること。

(2) 未然防止のための環境整備

教職員等による児童生徒等へのわいせつ行為を未然に防止するため、庁舎管理の強化（鍵の適切な管理を含む。）や指導体制の見直しなど他の児童生徒や教職員等の目が行き届きにくい環境や場面を減らす等の取組を強化すること。

(3) 不必要な身体接触の防止

児童生徒本人が羞恥心や不安を覚えるような身体接触は、正当な指導上の行為のつもりであっても、状況によっては児童生徒性暴力となる可能性がある（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項第4号イ）。そのため、部活動も含めた教育活動における身体接触の必要性やその範囲、態様については、この点を踏まえて慎重に判断すること。

(4) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

教職員等による児童生徒等へのわいせつ行為の早期発見・早期対応のため、児童生徒が被害を訴えやすいよう、定期的なアンケート調査を確実に実施すること。なお、アンケートの質問項目には、自らが被害を受けた場合のみならず、他の児童生徒に対する行為についても回答できるよう、項目を設定すること。

また、「児童生徒性暴力等防止対策の徹底について」（令和5年12月22日5教総第1745号・5教教第1672号・5教高第2388号・5教特第2019号教育長通知）の教育職員等による児童生徒性暴力等についての通報・相談窓口及び周知用リーフレットを学校の実態に応じて適宜変更の上、所属職員、児童生徒及び保護者へ毎年度定期的に配布するとともに、児童生徒が相談しやすい体制の整備を図ること。

2 交通事故及び飲酒運転の防止

職員の過失による交通事故は、県民の安全を脅かし、公務に対する信頼を失墜させるものであるため、自家用車の運転に際しては、公私を問わず、常に起こり得る危険を予測するとともに、厳に法令を遵守し、事故の防止に万全を尽くす必要がある。

なお、交通法規違反の中でも特に飲酒運転については、所属職員から絶対に飲酒運転者を出さないよう、次のような対策に万全を期して取り組むこと。

また、もし交通事故を起こした場合は、人身、物損を問わず直ちに車両を停止し、負傷者の救護や道路における危険を防止するなどの必要な措置を講じた後、警察に通報し指示を仰ぐとともに、速やかに所属長へ報告するよう職員へ指導を徹底すること。

(1) 所属職員の意識の再徹底

所属職員に対し、飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という意識を改めて徹底するとともに、万一飲酒運転を行った職員に対しては、原則として免職の厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(2) 職場の宴会から飲酒運転を出さないための取組

「飲酒運転をしないための3つのルールについて」（平成28年12月8日28教総第2226号28教教第2791号教育長通知）（別紙2）等に基づき、職場の宴会におけるルールの遵守について、所属職員への徹底を図ること。

また、自宅での飲酒や私的な宴会等においても、これらのルールを遵守するよう、飲酒運転撲滅に率先して取り組むべき公務員としての自覚を職員へ強く促すこと。

なお、職場での宴席では、その都度「飲酒運転撲滅推進者」を決め、自家用車等を使用している職員に対する宴会開始及び終了後の声かけ等による飲酒状況の確認について、責任を持って確実に行うこと。

(3) 事務の用に供する車両運行前後の酒気帯びの確認

「飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行に伴う飲酒運転撲滅対策の取組について」の一部改正について」（令和5年11月28日5教総第1545号・5教教第1458号教育長通達）に基づき酒気帯びの有無について確実に確認し、万一酒気帯びが疑われる場

合は、直ちに人事担当課へ一報を入れた上で事実確認を行い、警察に通報すること。

(4) 職場のアルコール対策の適切な実施

アルコール依存症の兆候が疑われる職員等に対しては、「職場のアルコール対策について」（令和6年4月10日6教総第95号・6教教第142号教育長通知）に基づき適切に対応すること。

(5) 自家用車等を使用し通勤する教育職員に対する随時のアルコール検査の実施(学校のみ)

自家用車等を使用して通勤する教育職員に対する随時のアルコール検査については、必ず、検査の都度、実施状況を報告すること。

(6) これまでの取組の再点検

これまでの各種取組がもれなく実施されているか、形骸化していないかを「飲酒運転撲滅の取組確認リスト」（別紙3）に基づき点検すること（点検結果の提出は不要）。

3 体罰の防止

体罰は学校教育法により明確に禁止されており、児童生徒等の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つけ、信頼関係を損なうばかりでなく、学校教育に対する地域社会の不信感を招き、本県教育に重大な影響を与えるおそれがあることから、各学校においては児童生徒等の実態を踏まえた生徒指導の推進に努め、体罰によらない指導の趣旨を一層徹底すること。

なお、体罰はもとより、児童生徒に対する暴言等の不適切な発言やいたずらに注意、叱責を繰り返すなど児童生徒を精神的に追い詰める指導が決して許されないことについても、併せて職員へ指導を行うこと。

4 個人情報の適切な取扱い

個人情報を含む文書や記録媒体等を勤務公署外に持ち出す行為は厳に禁止されていること。業務上、やむを得ず持ち出す場合は、その理由を所属長に申し出て許可を得るとともに、紛失や盗難に細心の注意を払うなど、厳正な管理を徹底すること。

また、インターネットなどを介したサービスを用いて業務や授業を行う際は、単純な操作ミスや不適切な取扱い等により、職員の意図に反して個人情報が漏洩する可能性があるため取扱いには十分注意するよう指導を行うこと。

5 学校徴収金等の適切な管理

学校徴収金、任意団体及び親睦会等の会計については、学校徴収金等取扱要綱等により極力現金を取り扱わない体制の整備や複数の職員による教職員相互のチェック体制を強化するなど、適正な会計処理を徹底すること。

6 横領・着服の防止

横領・着服事件については、背景に多重債務による生活困窮があることが多いことから、「多重債務者」にならないために」（別紙4）を参考に職員に多重債務に関する気づきを促すこと。

7 薬物乱用の防止

違法薬物の使用・所持は、重大な法令違反であり、本人の心身をむしばみ社会にも大きな害悪をもたらすものである。職員一人一人が正確な知識に基づいて理解を深めるとともに、当事者意識を持って自ら考えることで公務員としての責任や法令遵守義務について改めて確実に認識するよう、職員への指導を徹底すること。

8 利害関係者からの贈答品の收受等の禁止

職務の遂行に当たっては、虚礼を廃止するとともに、職務上の利害関係を有する者からの贈答品の收受をはじめ、これらの者との会食、遊技等、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがある行為は厳に慎むこと。

9 政治的行為の制限

公務員については、法令により一定の政治的行為が制限されているので、それらの規定に違

反する行為や、教育及び教育行政の政治的中立性を疑わしめる行為によって、県民の信頼を損なうことのないよう、選挙期間外においても留意すること。

10 営利企業等の従事制限

県教育委員会の許可を得ないまま、営利企業等に従事（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することをいう。）することのないよう、所属職員への指導を徹底すること。

11 ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントをはじめとするハラスメント行為は、職場内の秩序を乱すとともに、職員個人の尊厳を傷つけ、勤労意欲の減退や心の病を引き起こし、公務能率の低下を招くなど、職場運営全体に大きな影響を与えるものである。自らがハラスメント行為を行わないことはもとより、職員間のコミュニケーションがとられているか、職場内でハラスメントが起きていないか日頃から注意を払い、風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、所属職員からの相談等には適切に対応すること。

12 その他信用失墜行為の防止等

- (1) 勤務時間の内外を問わず、全体の奉仕者である公務員としての自覚を強く持ち、職の信用を傷つけるような非違行為等の信用失墜行為は絶対に行わないこと。
- (2) 修学旅行等の学校行事（勤務時間）中における飲酒は、勤務態度不良として懲戒処分の対象となることから、行事の際には職員に対し注意喚起を行うこと。

13 管理監督者の責務

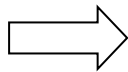
- (1) 風通しの良い職場環境づくりのためには、朝の挨拶をはじめとする日頃の声かけが有効であることから、管理監督者においては、これらを通して所属職員の健康状態や公私に渡る悩み等を把握すること。
また、臨床心理士によるメンタルヘルス巡回相談事業や「教職員のためのメンタルヘルス相談事業」（別紙5）の各種相談窓口等の活用を促すなど、職員の心の健康の保持増進に努めること。
- (2) 職員への職務上の指導を怠った場合等には、懲戒処分の指針に基づく懲戒を含め、厳正にその責任を問われるものであること。

福岡県教育委員会による懲戒処分等事例
(令和6年4月～令和6年11月)

今年度は既に、以下のような懲戒処分が行われています。
職員一人一人が自分自身の問題として、これらの不祥事の原因や再発防止策について考え、自らの行動を振り返るとともに、教職員としての責務を自覚し、二度と不祥事を発生させないという強い決意の下、より一層の厳正な服務規律の確保に努めてください。

わいせつ行為等（盗撮）

事例1 特別支援学校教諭Aは、広域公園の女子トイレの個室に侵入し、高校生が使用中のトイレの個室をスマートフォンで撮影した。

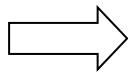


免職の懲戒処分となった。

児童等との SNS 等を利用した私的なやり取り

事例2 高等学校教諭Bは、同校の生徒Cと、SNSを使用して一対一での私的なメッセージの送受信を行っていた。

また、教諭Bは、メッセージを削除するよう生徒Cに指示し、校長が生徒との接触を禁じた後も生徒Cにメッセージを送信した。



戒告の懲戒処分となった。

近年、わいせつ行為や飲酒運転による懲戒処分事案が発生しています。こうした行為は児童生徒の教育に携わる者として決して許されるものではなく、免職を原則とした厳しい懲戒処分が科されます。

また、児童等と SNS 等を利用して私的なやり取りを行うことについても懲戒処分の対象となります。

《参考》「懲戒処分の指針」（令和6年3月一部改正）標準例より抜粋

3 公務外非行関係（12）わいせつ行為等

ア 相手の同意を得ずに性交等又はわいせつな行為をした職員は、免職とする。

イ 公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、免職又は停職とする。

ウ 盗撮、のぞき、公然わいせつ、わいせつ物頒布その他法律・条例等に違反するわいせつな行為等をした職員は、免職、停職又は減給とする。

※ ウの「法律・条例等」とは、「刑法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「軽犯罪法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」、「県青少年健全育成条例」、「県迷惑行為防止条例」等をいう。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係（1）飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。

5 幼児・児童・生徒（以下「児童等」という。）に対する非違行為

(1) わいせつ行為等

ア 児童等に対してわいせつ行為を行った職員は、免職とする。

イ 児童等に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
ただし、性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、免職とする。

(3) その他

管理職の承認を得た場合又は緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、次に掲げる行為を行った職員は、戒告とする。

ア 児童等と SNS や電子メール等を利用して私的なやり取りを行うこと。

イ 児童等を職員の自家用車に同乗させること。

飲酒運転をしないための3つのルール

福岡県教育委員会

飲酒前には、「飲んだ後は車を置いて帰ろう」、「代車で帰ろう」と考えていても、飲酒後は判断力が低下し、正常な判断ができない恐れが非常に高くなります。

このため、次の3点を遵守し、飲酒運転防止を徹底しましょう。

1 お酒を飲む日は車を使用しない

- ・ 公私を問わずお酒を飲む日は、原則自家用車を使用せず、公共交通機関等を利用してください。
- ・ 当然、自宅の最寄り駅に駐車した後、公共交通機関を利用することも控えてください。

2 当日車を使用している人を飲み会に誘わない

- ・ 飲み会に誘う場合は、相手が車を使用していないことを必ず確認してください。

3 日頃から節度ある飲酒を心がける

- ・ 特に翌日に運転予定がある場合は、飲酒量を控えるようにしましょう。
※ 体重60kgの人がビール500ml（中ジョッキ1杯程度）のアルコールを処理するためには、約4時間かかります。
（処理時間は目安です。体質、体調によっては更に時間がかかります。）

飲酒運転撲滅の取組確認リスト

(別紙3)

取組根拠	取組内容	実施時期	取組状況の確認
1 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行に伴う飲酒運転撲滅対策の取組について(通知) (H24.3.28・23教総第2961号・23教教第3722号) (H25.2.25改正・24教総第2415号・24教教第3247号) (R4.3.29改正・3教総第2638号・3教教第4143号) (R4.9.30改正・4教総第1536号・4教教第2750号) (R5.11.28改正・5教総第1545号・5教教第1458号)	① 事務の用に供する車両運行前後の確認(直行直帰出張を含む)	随時	
	② 各職場独自の飲酒運転撲滅策の実施	4月から	
	③ 職場会議や行事等における飲酒運転撲滅に向けた意識啓発	随時	
	④ 所属配布文書の飲酒運転撲滅意識啓発への利用	随時	
	⑤ 一人一台パソコンへの飲酒運転撲滅シールの貼付	4月から	
	⑥ 職場の宴会から飲酒運転者を出さないための取組の実施	随時	
	⑦ 自家用車通勤者等への注意喚起の徹底	随時	
	⑧ その他の取組(管理監督者が取り組むべきものと新たに定めた場合)	随時	
2 不祥事防止対策の実施について(通知) (R6.3.29・5教総第2414号・5教教第2246号) ※毎年通知	① 所属長による職員面談の実施	8月末迄(9/6迄に報告)	
	② 飲酒運転撲滅に向けた職場研修の実施	8月末迄(9/6迄に報告)	
	③ 「飲酒運転をしないための3つのルール」の遵守徹底	随時	
	④ 飲酒運転防止ステッカーの貼付(任意)	随時	
	⑤ ハンドルキーパー運動の推進	随時	
	⑥ 飲酒運転撲滅スタンドの設置	随時	
	⑦ 自家用車等を使用し通勤する職員に対する随時のアルコール検査の実施(県立学校のみ) ※不祥事防止推進リーダーの選任については4月実施済み。(県立学校のみ)	1～2か月に1回	
3 職場のアルコール対策について(通知) (R6.4.10・6教総第95号・6教教第142号) ※毎年通知	① 全職員による自己診断の実施	5月末迄	
	② <聞き取りの範囲>に該当する職員への聞き取りの実施(聴き取りの結果、業務等に支障があると判断した場合は人事担当課へ報告)	随時	
	③ 保健指導の実施や医療機関への受診勧奨などの支援・指導	随時	
4 運転免許証の確認について(依頼) (H19.2.6・18教総第3491号・18教教第3430号)	① 運転免許証の有効期限及び重大な交通法規違反の確認	年1回以上	
5 綱紀の厳正な保持について(通達)※本通達 (R6.11.29・6教総第2134号・6教教第1774号)	① 所属職員の意識の再徹底	随時	
	② 職場の宴会から飲酒運転者を出さないための取組の実施	随時	
	③ 「飲酒運転撲滅推進者」の取組の拡大	随時	
	④ 「飲酒運転をしないための3つのルール」の遵守徹底	随時	

- 本確認リストは、令和6年度の項目で作成していること。
- 取組状況の確認欄は、取組状況の確認を行った日付を記入すること。
- 本確認リストの電子データは、【部共有-15教育庁-①本庁-003教職員課-福利・職員係-飲酒運転撲滅の取組確認リスト】に保存していること。

「多重債務者」にならないために

専門機関*からの御助言のもと、借金を繰り返す人の特徴や多重債務に至る背景、きっかけ、解決策等についてまとめた自己点検用のリーフレットを作成しました。

まずは、皆さん一人ひとりが自らの問題として考えていただくとともに、周囲にこのような職員を見かけたら、相談窓口への相談を促すなどの対応をお願いします。

※ 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

クレジットや消費者ローンを抱える多重債務者の生活再建・救済を図ることなどを目的とする公益財団法人。カウンセラー（弁護士とアドバイザー）による面談方式で多重債務者の相談に応じて、法律上の問題や、生活・家計管理について助言し、債務の任意整理を実務的に指導。福岡を含め全国に21箇所のセンター・相談室を有している。

多重債務に陥る背景

多重債務に陥る例

無計画な利用 ずっとほしかったものが突然目の前に現れて、つい無理して買ってしまった。

思わぬ収入の減少 返済計画を立ててはいたが、あてにしていた収入が得られなくなった。

予期せぬ急な出費 けがや病気などで高額な治療費を払わなければならなくなった。

詐欺被害 「必ずもうかる」「十分元は取れる」などの甘い言葉に騙され、いわれるままに支払ってしまった。

（（一社）全国銀行協会作成教材「お金のキホン 多重債務」より抜粋）

多重債務とは？

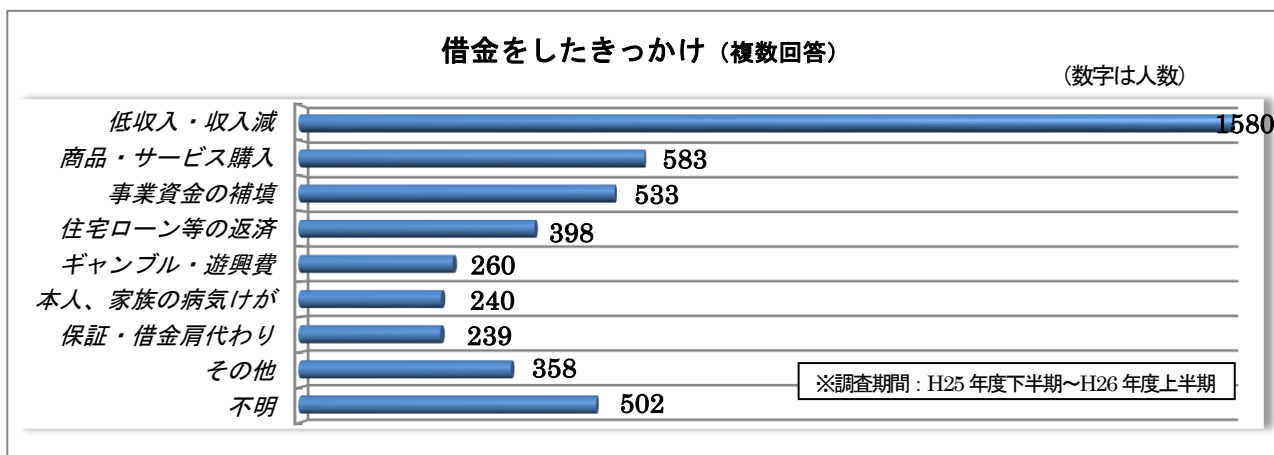
多重債務とは、「サラ金、クレジット会社、銀行等からの金銭の借入れまたはクレジットの利用による買い物により発生した債務が本人の返済能力を超えること、特に、その債務の返済のためにさらに借金をして債務が重なること」をいいます。

▶ 借金をするのは意外と簡単？

- 身内や友人、消費者金融などからお金を借りることを「借金」と言います。借金という言葉以外にも、クレジット、月賦、ローン、キャッシングといった言葉も使われます。
- 誰も好んで借金をする人はいませんが、なぜか際限なく繰り返す人もいます。そんな借金をしやすい人とは、一体どんな人なのでしょう。
- 本当にどうしようもなく借りる人もいれば、安易な気持ちから借りる人もいて、その形態は様々です。そして、借りたお金は返すのが当たり前ですが、それができない人がいるのも事実です。
- 初めての借金はとても勇気が要ります。身分証明書や所得など、自分の個人情報を詳細に伝えなければなりません。しかし、私たち公務員は一発で審査が通ります。一度手続を行うとそこからは驚くほど簡単で、カードさえあれば上限額まで自由にお金を借りることができるのです。しかも、公務員は上限額が大きいので、借り過ぎに気付くのも余計に時間がかかります。

➤ 借金をするきっかけは？

- 平成27年5月に金融庁が発表した、「地方自治体及び財務局等における多重債務相談の状況」に関する調査結果によると、借金をしたきっかけとしては、「低収入・収入の減少」によるもので、生活費等の補填のための借入れが最も多くなっています。次に、「商品やサービス購入」が続く、「事業資金の補填」「住宅ローン等の返済」「ギャンブル・遊興費」が続きます。



➤ 借金は重ねるごとに抜け出せなくなる

- 借金を重ねてしまう人というのは、最初は些細な理由で借りてしまうことがほとんどです。

「給料日まで少し足りないから」
「旅行に行きたいけど、ちょっと手持ちのお金が足りない」
「あの洋服がどうしても欲しい」
「今日こそパチンコの負けを取り戻してやる」



そんな安易な気持ちで借りてしまい、それが癖になってしまいます。気が付けば、毎月借りては返すの繰り返し・・・いつか、その金額が膨れ上がってしまいます。

- 借金の怖さは、繰り返し借りることで膨れていき、**抜け出したくても抜け出せなくなる**ことです。お金を借りるということは、少なからず金利が付きます。借りた以上の額を返すわけですから、知らず知らずのうちに額は大きくなり、金利がいくらなのか、返済はいつまでなのかが分からなくなることもあります。
- そうなると、自転車操業状態となり、限度額まであといくらぐらい借りられるか、といったことしか頭になくなるのです。

➤ 最後に待っているのは多重債務

- 借りては返す・・・それが日常になると、次第に抵抗感がなくなります。毎月借りては返す日々が続くようになると、金利・返済金に対する感覚がマヒします。すると、徐々にカードローンの限度額が自分の貯金であるかのような感覚にすり替わります。貯金と区別がつかなくなるようになると、「**多重債務者**」としての生活を送ることになります。
- 返せなくなり別のところから借りて返す・・・上手くやっているように見えて、実は少しずつ崩壊していきます。借り過ぎてついに限度額を超えてどこからも借りられなくなり・・・そうなったら待っているのは「**ヤミ金**」しかありません。「ヤミ金」の先には厳しい取り立てが待っています。それに耐えきれず公金横領等の非違行為に手を染めることにも繋がるのです。



➤ **自己点検してみよう！**

- 下記に少しでも当てはまる方は要注意です。このような状況から抜け出すためには、収入は兼業禁止の法的制約があり増やせませんので、支出を削る努力をしなければなりません。まずは「自分の身の丈に合った生活を送っているか」、「借金をしてまでも買わないといけないものなのか」、「収入と支出の管理ができてきているか」などについて**自分自身に問いかけ再点検**してください。
- また、周囲にこのような職員を見かけたら、困っていることがないか声かけするなどにより**相談に乗るよう心がけるとともに**、必要に応じて**相談窓口への相談を促すよう御協力をお願いします。**
- ※ **自己点検を効果的に実施していただくため、「自己チェックシート」を作成しました。すぐにチェックしてください。困ったことがあれば、一人で抱え込まず、上司等へ相談しましょう。**

➤ **借金を繰り返す人の特徴**

- 次に、借金を繰り返す人の特徴をまとめてみました（あくまで一般的な傾向です）。少しでも思い当たるようなことがあれば、一度立ち止まって冷静に考えてみる必要があります。



特 徴	解 説
① 楽観的な性格	綿密な返済計画を立て、きちんと支払いを行っていく几帳面なタイプの方は、自分の能力以上に借入れを行うことはありません。借金があっても何とかなる、といった楽観的な性格の持ち主が、借入れを繰り返すケースが多いようです。現実を甘く見ているところがあり、根拠もないのに何とかなると思っています。借金まみれになっても、まだ現実を見ることができない場合もあります。
② 見栄っ張り (生活が派手)	収入に見合わない生活をしたり、高級品を身に付けて他人に良く見てもらおうとします。お金がないのに高級車に乗ったり、後輩に羽振り良く奢ったりします。お金に困っているなら多少なりとも節約してお金を工面すべきなのに、自分の生活水準は絶対に落とそうとしません。
③ ギャンブルが 好き	借金をする人の最たる特徴です。「次こそは絶対に勝てる」と思ってお金を借り続けます。借金する人の言い分としては「勝ったら倍にして返す」という言葉です。しかし、ギャンブルはよほどの運とテクニックがないと勝てません。また、ギャンブル好きな上に負けず嫌いの人は要注意。負けた分を取り戻そうとして雪だるま式にお金を借りてしまいます。
④ お金にルーズ	家賃や光熱水費、税金など必要な支払の期日を把握していなかったり、買い物するときに予算を考えなかったり、食事をするのに値段を見ずに好きなものを注文したりします。収入と支出のバランスという概念がないため、気が付いたらお金が足りなくなっています。何でもカードで支払おうとする人も要注意です。
⑤ 浪費癖がある	ものを大量に買い込んでしまう人も借金する人の特徴です。クレジットカードは現金なしでものを買うことができます。しかし、そのお金はある意味「前借り」で、将来自分が支払うお金です。借金する人は感覚がマヒし、クレジットカードで使えるお金を自分の貯金と錯覚します。結局、前借りしたお金が支払えず、さらに借金を続けることとなります。
⑥ 計画性がない	借金すれば当然に返済しなければなりません。そのため、普通ならば借りる前に返済計画を立ててみて「無理なく返済できる」と分かってから借金をします。しかし、簡単にお金を借りてしまう人は、返済計画をほとんど立てません。ローン会社の担当者に「あと50万円借りられますよ」と言われれば、簡単に手を伸ばしてしまいます。結局は返済不能となり、返済のためにお金を借り出すという借金地獄が始まります。

➤ **多重債務に陥らないために！**

前頁にあるとおり、借金を繰り返す人は、自分の「収入」と「支出」を上手く管理することができない人が多いようです。「借金を繰り返す人の特徴」に当てはまる人は、今の生活を続けたまま支出だけを減らすことはできません。まずは次のことに留意し、「借金依存」の生活から一日でも早く抜け出す努力が必要です。

◆ **家計の状況を把握する！！**

まずは自分の生活を見つめなおすことから始まります。家計簿を付けるなどにより毎月の収入と支出を把握し、どこに無駄があるのか現状を把握しましょう。給料日を基準日に付け始めるとお金の出入りがより分かり易くなります。支出は収入の範囲内で！！

◆ **生活設計を立てる！！**

日々の生活費のほか、病気、入院等のいざというときの備えのお金や子どもの教育費、老後の生活資金などをあらかじめ考えておく必要があります。将来に備えて貯金を！！

◆ **安易に借金に頼らない！！**

自分が返済できる限度額を知って、買い物はその範囲内でとどめましょう。クレジットカードでの買い物も「借金」です。カードに頼らず、欲しいものはお金を貯めて！！



多重債務者の傾向	多重債務に陥らないために
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車操業でお金のやりくりをしている ○ 生活費でキャッシングしている ○ キャッシングを自分の預金と勘違いしている ○ 安易に連帯保証人になってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の支払える限度を知って、買い物はその範囲内で ○ 安易にキャッシングを利用しない ○ 返済のために他の金融機関から借入をしない ○ 連帯保証人を頼まれたら、家族に相談する等慎重に ○ 返済できなくなったら早めに弁護士や公的機関に相談を

➤ 解決方法はありますか？

- 自分で解決することが難しい場合は、多重債務に陥る前に、ヤミ金に手を出す前に、公金横領等の非違行為に手を染めてしまう前に、**職場の上司や次頁の相談窓口**に相談してください。
※ 借金が職場に知られたとしても、処分や人事上の不利益を受けることはありません。
- 借金問題は、以下に掲げる方法（債務整理）により、**必ず解決できます。**
- 返済が難しくなったら、取り返しがつかなくなる前に、速やかに相談窓口にご相談してください。

➤ 債務整理の方法

種別	概要	適してるケース	メリット（○）・デメリット（★）
任意整理	裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・借金総額が比較的少額 ・引き直し計算で借金の減額が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画が組める ○引き直し計算により、借金の減額が可能 ○受任通知により取立てが止まる（全ての手續に共通） ★当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない ★事故情報に登録される恐れあり（全ての手續に共通）
特定調停	簡易裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・借金をしている貸金業者の数が少ない場合 ・引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判所に選任された調停委員が中介するので、公平な結論が期待できる ○返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる ○法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い ★借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある ★返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる
個人版民事再生	地方裁判所が認可した再生計画に基づき債務を返済する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・借金をしている貸金業者の数や額が多い場合 ・相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合 ・住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理が可能 ○住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能（特別条項を利用できない場合もあるので要注意） ○給与の差押え等を止められる ★利用できる者に制限がある ★手續が相対的に複雑なため費用と時間がかかる
自己破産	地方裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらう方法	<ul style="list-style-type: none"> ・返済の見込みがない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○免責が許可されれば、早期に借金から解放される ○給与の差押え等を止められる ★最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う ★破産原因によっては免責されない場合がある ★官報に氏名、住所が記載される

多重債務に関する相談窓口



※ 多重債務に限らず借金に関する相談が可能。いずれも秘密は厳守されます。また、原則無料です。

相談窓口	電話番号	相談できる内容
福岡県弁護士会	0570-783-552	<ul style="list-style-type: none"> 初回無料で、県内16箇所の法律相談センターにおいて、弁護士による多重債務相談を実施。(予約制) 無料の相談に引き続いて、弁護士に債務整理(任意整理、個人民事再生、特定調停、自己破産)等を依頼する場合は有料。
福岡県司法書士会	0570-783-544	<ul style="list-style-type: none"> 専門の相談員が、無料で多重債務相談を電話で受け付け、解決方法を検討・助言。(平日18時~20時) 初回無料で、県内6箇所の総合相談センターにおいて、司法書士による多重債務相談を実施。(予約制) 無料の相談に引き続いて、司法書士に債務整理(任意整理、個人民事再生、特定調停、自己破産)等を依頼する場合は有料。
法テラス(日本司法支援センター)		<ul style="list-style-type: none"> 専門のオペレーターが、無料で電話相談を受け付け、適切な法制度、関係機関(法律相談・公的機関窓口等)を紹介。 弁護士・司法書士による無料法律相談を実施。(資力要件あり。予約制) 経済的にお困りの方は、弁護士・司法書士費用等の立て替えが可能。
法テラス福岡	(ナビダイヤル) 0570-078359 (一般電話) 050-3383-5501	
法テラス北九州	(ナビダイヤル) 0570-078360 (一般電話) 050-3383-5506	
福岡県消費生活センター	092-632-0999	<ul style="list-style-type: none"> 専門の相談員が、無料で多重債務相談を電話・来所で受け付け、解決方法を検討・助言。 弁護士による助言が必要な相談については、弁護士無料相談を実施。(予約制) 債務整理については、弁護士会や司法書士会の相談センター等を紹介。
市町村消費生活センター・相談窓口	(局番なし) 188 (※ 身近な消費生活センター・相談窓口を案内します。)	<ul style="list-style-type: none"> 専門の相談員が、無料で多重債務相談を電話・来所で受け付け、解決方法を検討・助言。 債務整理については、弁護士会や司法書士会の相談センター等を紹介。
福岡財務支局 (多重債務相談窓口)	092-411-7291	
(公財)日本クレジット カウンセリング協会	(ナビダイヤル) 0570-031640 (一般電話) 06-6258-6773	<ul style="list-style-type: none"> 無料で、多重債務に関する電話相談に対応するほか、弁護士及び専門のアドバイザーによるカウンセリング(面接相談。予約制)を実施。 無料で任意整理や家計管理の改善を支援。

～ 自己チェックシート ～

1 一般的な傾向

(1) 以下の中で、自分に当てはまると思うものがあれば、チェックしてください。

⇒ リーフレットに該当項目の解説を記載してありますので参照してください。

- 楽観的な性格 見栄っ張り ギャンブル好き
 浪費癖がある 計画性がない お金にルーズ 該当なし

(2) 周囲に借金を繰り返す、借金で困っている同僚がいませんか。

- いない
 いる ⇒ 上司等や、相談窓口への相談を促してください

2 金融機関等の利用状況

※ 住宅・教育・自動車ローンは除きます。

(1) 現在、利用している借入先を以下から選択してください。(複数選択可)

- 金融機関 銀行カードローン クレジット会社
 消費者金融 無登録業者(ヤミ金)

(2) 上記の借入金の使途として、最も当てはまるものを一つ選択してください。

- 日常生活費(食費・洋服・通信費・光熱水費等)
 旅行・趣味に関わる出費、友人との交際費(飲食等)
 ギャンブル(パチンコ・競馬・競輪・競艇等)
 医療費、介護費、冠婚葬祭費

(3) 現在、ローンの返済等を使途とした借入を受けていますか。

- 受けていない
 受けている ⇒ 多重債務に該当。相談を！

3 返済等の状況

※ 住宅・教育・自動車ローンは除きます。

(1) 現在の借入残額を以下から選択してください。

- 10万以下 11～100万 101～200万 201～300万 301～400万
 401～600万 601～800万 801～1000万 1000万円

(2) 借入金の返済状況を以下から選択してください。

- 返済に困ったことはない
 一時的に困ったことはあるが、現在は支障なく返済できている
 現在、返済に困っている ⇒ 早急に相談を！！

4 相談窓口

(1) 借入金の返済に関する相談窓口を知っていますか。

- 知っている
 知らない
 ⇒ リーフレットに相談窓口を記載してありますので参照してください。

(2) 返済に困った場合、相談窓口を利用したいと思いますか。

- 利用したい
 利用したくない【理由を以下から選択してください】
 具体的にどのような相談ができるのかが分からないから
 借入していることが家族や友人等に知られてしまいそうだから
 相談窓口の場所や連絡先が分からないから
 相談しても解決しないと思うから ⇒ 借金問題は債務整理により必ず解決できます！

※所属長等への提出は不要です。

教職員のためのメンタルヘルス相談事業

県教育委員会、公立学校共済組合及び県教職員互助会では、教職員の精神保健の向上と教育の円滑な推進を図るため、次のような相談事業を実施しています。

■こころの健康相談

（県教委・共済組合福岡支部事業）

心療内科医・臨床心理士等による専門的な
カウンセリング

相談内容 メンタルヘルス全般

相談方法 面談 ※要予約

相談場所 九州中央病院
（福岡市南区塩原 3-23-1）

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00
（病院の休診日を除く）

電話番号 092-541-4936

※利用の際は「こころの健康相談」と申し出ること
※所定の回数までは無料
（詳細は九州中央病院にお問い合わせください。）

■教職員カウンセリングサービス

～ほっとテレトーク～

（県教職員互助会に事業委託）

臨床心理士と教育経験者によるカウンセリング

相談内容 メンタルヘルス全般

相談方法 電話・面談
※面談希望の場合、当日電話予約の上、
お越しください。

相談場所 福岡県教職員互助会事務所内
（福岡市東区馬出 2-2-56）

相談日 土・日曜日

受付時間 電話：11:00～16:00

面談：13:00～16:00

電話番号 0120-556-804（フリーダイヤル）

※詳細は、福岡県教職員互助会ホームページ
<https://gojyokai.jp> ご確認ください。

■教職員カウンセリング室 退職教員等によるカウンセリング

（県教委事業）

相談内容 教育経験者による教科指導、生徒指導等の職務に関する悩み等

相談方法 電話 ※面談希望の場合、要電話確認

相談日 日～土曜日（県教育センターは土日・祝日を除く）

相談時間 9:00～17:30（県教育センターは17:00まで）

相談場所 県教育センター
電話番号 092-947-2083

相談場所 南筑後地区カウンセリング室
電話番号 0942-53-4934

筑豊地区カウンセリング室 0948-21-3434

※福岡地区、北九州地区、北筑後地区、京築地区の方は上記のいずれかを御利用ください。

※南筑後地区、筑豊地区の方も含め、どの相談場所でも自由に御利用いただけます。

■LINEを使ったメンタルヘルス相談(心ほっとサポート@公立学校共済)

（共済組合本部事業）

公認心理師・臨床心理士等がLINEで相談を受け付ける。

相談方法 LINE（1日1回30分～60分程度）

受付時間 土～月曜日 18:00～22:00（祝日・年末年始を含む）

友だち追加はこちらから→



■電話・面談メンタルヘルス相談

臨床心理士がカウンセリングを行う。

相談方法 電話相談（1日1回20分程度）、面談（1回50分程度。5回まで無料）

受付時間 電話相談：月～土曜日 10:00～22:00、面談予約：月～土曜日 10:00～20:00

※いずれも祝日・年末年始を除く

電話番号 0800-700-5680 ※面談は全国主要都市のカウンセリングルームにて実施

■Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために臨床心理士がWeb上で24時間相談を受け付ける。

相談内容 メンタルヘルス

相談方法 Web上 ※3営業日以内を目処に個別に回答されます。

URL <https://www.mh-c.jp/>（ログイン番号 783269）